

# 序論 民事実務科目の概要

## 第1. 何が問われるのか

- 民法では、一定の権利が発生又は消滅するための条件を学習
- 民事訴訟法では、権利の存否を判定する手続とルールを学習
- 民事実務基礎科目では、民法と民事訴訟法の理解を前提として、「実際の訴訟手続で  
はどのように振る舞うべきか」を学習する
- 試験では、具体的な訴訟活動（その準備を含む）が問われる
- ex. 原告代理人として、訴状には何をどのように記載すべきか  
被告代理人として、請求棄却に持ち込むために何を主張・立証すべきか  
裁判所として、当事者間に争いのある事実の存否をどのように判断すべきか

## 第2. 具体的な学習事項

### 1. 要件事実論

- 訴訟では、原告が訴訟物たる権利の存在を基礎づけるための事実を主張・立証し、被告  
がその不存在を基礎づけるための事実を主張・立証する
- それぞれ、どこまでの事実を主張・立証しなければならないのか
- ex. 売買代金支払請求訴訟  
原告は、契約締結の事実に加えて支払期限が到来したことも主張すべきか  
被告は、代物弁済の合意の事実に加えて代物を給付したことも主張すべきか  
→個々の権利ごとに、その発生原因事実や消滅原因事実などを整理する必要あり  
要件事実論では、その整理の仕方ないし整理する際の「考え方」を学習する
- ※ 整理の結果を覚えることよりも、その前提となる「考え方」を理解する方が重要  
試験では、ここで学ぶ「考え方」と民法に関する知識を駆使して解答を考える

### 2. 事実認定論

- 訴訟では、裁判所が争いのある事実（争点）を整理し、その存否について判断する
- 争点をどのように把握すべきか（特に文書の成立の真正が争われる場合）  
当事者から提出された多数の資料をどのように用いて判断すればよいのか
- 事実認定論では、実務における一般的な判断枠組みを学習する

### 3. 民事保全

訴訟を提起して勝訴判決を得ても、それまでの間に被告の責任財産が減少し、あるいは請求の目的物が第三者に移転してしまった場合、権利を実現することは困難になる  
→そのような不都合を回避するための手段について学習する

### 4. 民事執行

勝訴判決を得ても、そのままでは「絵に書いた餅」に過ぎない  
被告（債務者）が判決内容に従って義務を履行しない場合もあり得る  
→判決で認められた権利を強制的に実現するための手続について学習する

## 第3. 参考書籍

- ・ 司法研修所編「新問題研究 要件事実」法曹会
- ・ 司法研修所編「事例で考える民事事実認定」法曹会
- ・ 大島眞一著「完全講義 民事裁判実務 基礎編」民事法研究会
- ・ 和田吉弘著「基礎からわかる民事執行法・民事保全法」弘文堂